

地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 概要

1. 改正の趣旨

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号。以下「施行規則」という。）及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 52 号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）地方議会議員年金制度における地方公共団体の給付費負担金の取扱いについて

地方議会議員年金制度については、平成23年に制度が廃止されたが、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は地方公共団体が負担することとされているところ、今回の改正においては、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの地方公共団体の給付費負担金の取扱いについて、所要の規定の整備を行う。

（2）育児時短勤務手当金の支給に係る規定の整備

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。）において、当該手当金の額の算定方法が規定されている。当該規定では、一定の場合に支給率を逡減することとし、その算定方法を施行規則に委任しているところ。

当該手当金が、社会保障として適正な給付となるよう、地共済法において、標準報酬の月額に上限（基準報酬月額相当額）を設ける読替規定が置かれていることを踏まえ、施行規則においても同様の読替規定を整備する。

※その他所要の改正を行う。

3. 公布日等

公布日：令和 8 年 3 月 31 日

施行期日：原則として令和 8 年 4 月 1 日